

住宅取得補助事業のよくある質問

新築・建売			
No.	カテゴリ	質問	回答
1	申請者	申請者となる転入者は世帯主としなければならないか。	世帯主に限らず、転入者が申請者となれば補助対象になります。世帯全員が転入者である必要はありません。
2	申請者	夫婦の共有名義で住宅を取得するが、申請者は夫だけでよいか。	住宅取得の持分規定はないため、申請者は夫だけで結構です。
3	申請時期	契約後に申請しても補助対象となるか。	原則、契約前の申請が必要ですが、契約済みの方は建設課にご相談ください。
4	申請時期	見附市に住宅を取得して市外から移り住んできたが補助対象となるか。	原則、契約前の申請が必要ですが、取得済みの方は建設課にご相談ください。
5	補助対象	親が居住するために子が住宅を取得する場合、補助対象となるか。	自己の居住のために住宅を取得する場合が補助対象となるので、子が住宅を取得し、その住宅に親だけが居住する場合は補助対象外です。
6	補助対象	親が居住するために親と子がお金を出し合って住宅を取得する場合、補助対象となるか。	住宅取得の持分規定はないので、契約書等に親の名前が記載されていれば補助対象となります。ただし、申請者は当該住宅に居住する『親』であることが条件です。
7	補助対象	見附市に住んで1年であるが、補助対象となるか。	申請時点で見附市に住んでから2年以内であれば補助対象となります。ただし、転入前2年の間に見附市に住んでいないことが条件です。
8	補助対象	現在親世帯が居住している住宅の『建替え』を行い、市外に住む子世帯が見附に帰ってきて同居する場合には補助金の対象となるか。なお、申請者は子世帯とする。	申請者が転入者である子世帯であれば補助対象となります。
9	補助対象	親が所有している土地に住宅を新築するが補助対象となるか。	この補助金は、土地所有者を問わないため、補助対象となります。
10	交付申請	交付決定後に建具等の製品に変更（性能は変わらない）が出て工事費が変わる場合、変更交付申請を行う必要があるか。	軽微な変更によるものであれば、変更のあった時点で変更箇所に関する書類（カタログの写し、計算書等）を提出して下さい。変更交付申請は不要です。
11	実績報告	着工が遅れる等の理由により3月末までに実績報告書が間に合わなかった場合には補助金はもらえないのか。	原則、年度内に実績報告が必要ですが、間に合わない場合には、速やかに変更理由書を提出してください。